

火災保険の地震免責条項の適用はどう考えるべきか

阪神大震災の後、自分の家に火災保険を付けていた人々が、地震による火災に対しては保険金が支払われないという事態に直面して疑問を投げかけている。通常、火災保険契約には、地震による火災に対しては保険金が支払われないという保険会社の免責条項が入っているからである。そこで、ここでは保険契約をめぐる問題を考えてみよう。

● 保険制度はどうして成り立つのだ?

万が一のことを考えて、多くの人は

保険に入れる。地震や火災といった大変な事態に遭いたくはないが、もし自分が襲ってきたときのことを考え、非常事態に対する事前に経済的な配慮をするわけである。

ところで、日常的にはあまり気がつかないかもしれないが、保険というのは妙な制度である。保険に入るとおりの保険料を支払う。そして事故や災害が発生したときに、通常、その支払った巨額の保険金が加入者に支払われる。保険会社に入ってくる保険料は、

保険事業が成立する仕組みは、統計

と確率計算にある。保険会社が近代的・合理的な経営をしようとするには、まず、事業の支出・経費を算出できなければならぬ。保険会社は、いわば保障を売る事業を行っているのだから、保険金の支払いがその中心的な費用ということになる。この費用を合理的に算出するために、いわゆる「大数の法則」を応用して收支のバランスがとられている。すなわち、一軒の家だけを見て、これがいつ火災で燃えてなるか、これは容易に答えられない問題である。しかし、少し視野を広げて、同じ地域にあるたくさんの家を見ると、毎年だいたい同じくらいの数の家が火災に遭っているという経験的・統計的数字が見えてくる。

これは、サイコロで次にどの目が出るかを当てるのは難しいが、何回も振つてみると、だいたいどの目も均等に六分の一の確率で出るようになる。つまり、保険会社に支払資金がなければ、保険金も支払えないわけであるから、実は、まったく無関心でもいられないということになる。保険料だけとられて、何も保障が得られないでは困つてしまふ。

民法をはじめよう —震災・「オウム」を素材に

一〇〇〇人の保険加入者各人から二万円ずつ徴収すれば二〇〇〇万円の基金ができる、これで保険金を支払えることになる。保険加入者から徴収されるこの二万円が保険料ということになる。そして、不幸にして火災にあった二軒に支払われる各一〇〇〇万円の合計二〇〇〇万円が保険金である。この一〇〇〇分の一という火災発生確率は、加入者人数が多くなっても変わらないから、たとえば、一万人が加入したからといって、保険料が安くなるものではない。一万人が加入すれば、保険金の支払対象になる火災の発生件数も一〇〇〇人のときの一〇倍になるので、二億円の基金が必要になり、結局、各人負担する保険料は二万円で、変わらない。簡単にいえば、経済的な保険制度はこのようにして成り立っている。

この保険制度に加入するため、個々の加入者と保険会社との間で行われるのが、保険契約の締結である。法的には、加入者のことを「保険契約者」、保険会社のことを「保険者」という。さらに、具体的に保険の利益を受ける人のことを、火災保険などの損害保険では「被保険者」といい、生命保険などでは「保険金受取人」という。保険契約では、どのような出来事に対しても保険金が支払われるのか、反対に、同

じ事故でも保険金が支払われるのはどのような場合か、保険契約者や保険者の権利・義務が定められる。

●保険契約の締結と約款の拘束力

保険の内容はふつう約款で決まっている

保険契約者は、上述のように、多数の保険契約者を集めないと事業が成り立たない。事故や灾害の危険をおよそ同じような契約内容で保険会社が引き受けることによって、迅速にかつ大量の契約の締結が可能になる。火災という同じ危険に曝された人々を集めて火災保険契約が締結される。自動車事故ならば、その危険に曝された人々を集めて自動車保険契約が締結される。それぞれの危険に応じて保険契約の種類が決まり、内容もおよそ一律に決められることがになる。

契約の一般的な理論からすれば、契約内容を決めるのは、契約の当事者の交渉によるのだから、多様な中身の保険契約もありうるわけである。しかし、個別の人と異なる内容の契約をしていたのでは、契約の中身に個性がありすぎて多くの人を集めにくいし、時間も手数もかかりすぎる。また、契

約条項は、法律の専門用語が多数用いられるのが通常で、簡単には理解できない場合もある。これを一から完全に理解できるまで契約できないうの

も困る。これでは、今、ただちにでも保障の欲しい人々の需要にも合わないことになる。

そこで、われわれが日常的に利用する保険契約では、通常、保険約款(やつかん)という形で、多数の人と共通の契約内容についてあらかじめ保険会社が定めた条件で契約することになる。そして、個別の契約で異なる事項のみを、具体的に取り決めることになる。たとえば、火災保険であれば、建物の大きさや建築材料、工法、立地条件などによって、建物の価額や火災危険の大きさも異なるから、それに応じて保険金額も保険料も異なってくる。これは個別の契約ごとに決めなければならぬ。さらに、火災保険契約を締結する場合には、併せて地震保険にも加入するか否かが決定される。火災保険と地震保険は別の危険にかかる別

の契約だからである。その火災が地震によつて発生したのであれば、これは地震保険によって保障されねばならない。だから、地震保険に入っている人だけが保険金を得られるということにならぬ。ところが、地震が発生するといふと、それによって火災による火災損害には保険金が支払われないという保険者免責条項があることは知らなかつた。したがつて、そのような内容で保険契約をする意思が保険契約者にはなかつたのだから、契

あることを知らないかつた条項にも拘束されるのか？

ところが、地震が発生するといふと、それによって火災による火災損害は、保険金を支払わないのである。それは火災保険で保障されるはずであると考えがちである。しかし、火災保険普通保険約款は、保険者が保険金を支払わない場合として、「地震による損害」を挙げている。これが保険者の地震免責条項である。地震による損害は、保険者が負担しきれないほど莫大な額になることがある。地震による損害は、保険者が負担されるべきである。しかしながら、その発生頻度が合理的に予測しにくいためである。しかし、これでは火災保険の保険契約者はなかなか納得できないこともあらぬ。そこで、地震による火災損害が、たして火災保険によって填補されるのかどうか紛争となるわけである。

約の内容になつておらず、その免責条項は適用されはならない。(②商法六五条は、火災保険では火災の原因が何であつても保険者が保険金を支払うことを定めており、これは強行規定^{*}ではないか、そうだとすると、地震免責条項は無効である。

★強行規定と任意規定

当事者がその規定と異なる取決めをしても法律上その効力が認められないものを強行規定という。任意規定は、それと異なる取決めも有効であり、当事者の意思が不明確なときに、その規定が適用されるものである。

(2)の論拠は、現在ではあまり重要ではない。というのは、商法六六五条は、通説・判例(大審院大正一五年六月一二日判決「民集五卷四九五頁」等)により、強行規定ではなく任意規定であると解されており、この規定と異なる内容の契約も可能であると考えられるからである。保険契約の内容をどのように決めるかは、基本的には当事者の意思に委ねられることであり、本条は、保障範囲の定めが不明確な場合に当事者の意思を補充するという意味をもつにすぎないと解されている。したがつて、火災保険に保険者の地震免責条項を入れることは可能であり、それを無効であるとはいえない。もちろん、その免責条項があることによつてその保険契約が無意味になるとか、

著しく保険契約者の利益を害するなど、公序良俗に反する事態になるときは、これは民法九〇条により無効といふことがあるが、この限界を超えることがあります。この限界を超えて当事者は自由に契約内容を定めることができるわけである。

重要なのは①の論拠である。契約の一般理論からいえば、当事者の意思の合致があつてはじめて契約が成立する。ところが、保険契約のように約款を用いる契約にあつては、保険会社のようないくつかの専門家でその中身をよく知っている者はよいが、それをよく知らない一般の人々(法律知識についても十分でない場合も多い)がその約款の中身を知つて契約しているといえるのか、もつといえど、契約の内容について当事者間で合意があるといえるのかが問題となつてくる。火災保険に入ったのだから、自分の住宅が火災で損害を受けたときは、およそ保険金の支払いを受けられるものと思つて契約していた場合も考えられるからである。そうだとすると、地震免責条項について契約当事者間に意思の合致があつたといえどするが、これは当事者を拘束するのかが問題となつてくる。

免責条項のみの無効
を主張できるか?
契約者側は、
意思の合致が

なかつたのでこの火災保険契約は全体として無効(「契約・法律行為」の項「五六頁」を参照)である、という主張をしても意味がない。この保険契約が無効であれば、保険者は保険金の支払いをする必要がなくなり、せいぜい既払いの保険料を返還するだけで済んでしまうからである。保険契約者側としては実際に受けた損害に見合つた保険金の支払いを求めたいのだから、火災保険契約自体は有効に成立している(火災保険約款の拘束力がある)が、地震免責条項のみが無効である(または適用がない)という結論を導き出す必要がある。そこで、このような理論が成り立つかが問題となる。

判例の立場を見てみよう。約款の拘束力に関するリーディング・ケースといわれるのは、大審院大正四年一二月二四日判決(民録二一輯二一八二頁)である。これも火災保険契約の事件で、森林火災の延焼による損害は、火災損害であつても保険者が保険金支払いの責任を負わないという珍しい免責条項の適用の有無が問題となつた。原審判決は、保険者がこの珍しい免責条項を保険契約者に説明しておらず、保険契約者はこの免責条項を承認して契約したものではないとして保険金の請求を認容した。これに対し、上告審

判決は次のように述べて、原審判決を破棄し差し戻している。(a)世間一般的の実情では、保険契約者が申込のときに約款条項をよく知らないても、契約当事者は、保険会社の作成した保険約款による意思をもつて契約するのが普通であり、そもそもその中身は一般人には難しく、これを熟知してはいないが、なお約款によって契約するのが通常である。(b)保険約款に対する国家の監督があり、保険契約者が約款内容をよく知らずに契約するのも、多くはそれがおよそ適当であるうと信頼しているからである。(c)それゆえ、契約当事者がとくに約款によらない旨の意思表示をせず契約したときは、反証のないかぎり、約款による意思で契約したものと推定すべきである。(d)普通保険約款による旨を記載した申込書に保険契約者が任意に調印して申込をした場合は、その時に約款内容を知らないても一応約款による意思で契約したものと推定するのが当然である。

これによれば、保険契約者は、どうに反証(その約款とは異なる内容の契約をしたことの証明)のないかぎりは、約款によって契約したものとされると認定されるのが当然である。

事件では、裁判所は、「本件当事者ハ行政官厅ノ認可ヲ得タル被上告会社ノ普通保険約款ニ依ル意思ヲ以テ保険契約ヲ為シタルモノ」と認めている（大審院昭和二年一二月二二日判決〔新聞二八二四号九頁〕等）。

約款を使う取引にあっては、その当事者の具体的な個々の意思を問題にしては、大量に迅速な契約ができないなり、不都合と感じられることが多いため、このような判例の立場も理解できる。学説も多くは約款の拘束力を肯定する立場である。多数説は、約款を使って取引する慣習または慣習法がある分野では通常、約款による契約が行われるが、その意思が不明確なときも、民法九二条により、当事者が約款によるという慣習に従っていると認められ、約款に拘束力が生ずるという。古くは、約款が事業者の一方的に作成するものであるから、これに他方の当事者がどうして拘束されるのかが基本的な問題とされた。拘束力がないとすると、事業活動に支障が生ずるため、その拘束力を全面的に認める理論構成がどのようにして可能かという点が問題となり、そこを中心に学説の展開がみられたのである。けれども、現在では、学説は、すべての規定について常に拘束力を認めるのではなく、契約当

事者、とりわけ一般人にとって不都合などを除いて拘束力を認めるための理論的工夫を行おうとしている。契約を締結する一般人の合理的な期待・意図に反する部分の約款規定の拘束力を疑問視する立場などが見られる。

また、重要な免責条項について契約締結段階で説明がないと一般人には大きな誤解を生じさせることがあり、ひいては多くの紛争の原因となる。とくに、一般には見られないような免責事由や一般人にとって注意を要する条項が入っているときは、保険者が具体的に指摘して説明する必要があるのではないかと考えられよう。そうでなければ、契約の内容として拘束力が生じないという議論もありうると思われる（この点は、前述の大審院大正四年一二月二十四日判決の原審判決も示唆している）。

● 地震免責と立証責任

火災保険の保険者の地震免責条項が一応有効であるとして議論を進めよう。火災保険約款には、まず、火災等によって損害が発生したときに、保険者が保険金を支払う旨が定められている。これは被保険者の保険金請求権の

根拠となる規定であり、被保険者の利益になる規定であるから、民事訴訟法の原則にもとづけば、被保険者がその権利を発生させる要件、すなわち火災によって損害が発生したこととを証明しなければならない。これに対しても、保険者免責事由は、火災等の損害が発生しても、保険者が保険金支払いを免れるものであるから、これは保険者の利益になる規定である。それゆえ、ある

損害が保険者免責事由に該当することの立証責任は、保険者にある。したがって、地震火災免責条項にもとづいて免責されるためには、これに該当するという立証は保険者が行わなければならぬ。もしもその火災損害が地震を原因とするか否か、はつきりしないといふことになれば、これは、地震による火災であるとの立証ができなかつたことになり、それは火災による損害として保険者の保険金支払義務を生ずる。

ところが、阪神大震災の時のことを思ふと水道・電気・ガス等が使えないだけでなく、交通手段に困り、災害地域へのアクセス自体が難しくなり、その地域全体が社会的に大混乱の状態になつて、およそ何が原因で何が起つたかということは、容易には把握できなくなる。その中で、地震を原

因とする火災損害であることを立証するのは、大変難しい面がある。そこで、現在の約款を前提とした解釈論としても、大地震により莫大な損害が発生したときは、それは、一応、地震によつて損害が発生したこととを証明しよる損害であるとの推定をすべきであり（民事訴訟法でいう「事実上の推定」）、むしろ保険契約者側が地震を原因とする損害ではないことの立証をする必要があるという見解がある（石田満・保険契約法の基本問題一九七頁）。さらに、立法論としては、火災保険約款において、地震のときは、火災の原因いかんを問わず、保険者は保険金の支払を免れ、保険契約者がその損害が地震によるものでないことを証明したときに保険金が支払われるようになります。これが、西島梅治・保険法〔新版〕二六一页）。

現在も地震免責の立証問題について裁判上争いがある。地震被害者の救済を考えれば、地震による火災であるとの立証を保険者に厳しく要求することはであろう。他方、地震免責条項の合理的な適用を考えると、その立証をあまり厳しく求めるのも問題が残る。これは、私たちが火災保険にどのような役割を求めるのかを考える際の重要なイントの一つであるといえよう。

（たけはま・おさむ）